

工事が9,623,750円あったので繰越手続を敢にすることにつき配慮すべきである。

8 道路敷並びに河川敷の不法占用取締について
このことについては、米子土木出張所の項に述べたところと全く同様である。

倉吉土木出張所 昭和39年5月21.22日 監査
(39.4.30現在)

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 予算の整理等について

(1) 収入

予算連額	円	円	円	円	円	摘要
6,936,000	(12,497)	7,616,160	(12,497)	5,100,280	(0)	2,515,880 ()は繰越額で外書である

(2) 収入証紙取扱額額

科	目	件数	金額	摘要
建築確認申請手数料外	8項目	807件 546	1,183,600	

(3) 支出

予算合連額	円	円	円	円	摘要
(10,999)	(10,999)	(0)	(0)	()は繰越額で外書である	
228,835,114	184,198,837	44,636,277			

- (4) 河川生産物売払代金収入未済額は2,464,488円であるが、収入確保の見込であった。
- (5) 不用品(自転車)売却に当り、10月22日に売却していたのに11月28日測定していたことは、適当でないので早期に測定し収納確保すべきである。
- (6) 職員給、諸手当、需要費、保険料等の一部で39年4月末現在において赤字支出が散見された。所要額の適期合達に配慮されたい。
- (7) 自動車用ガソリン購入に際し、注油伝票の取扱が不備であるため購入数量に不突合を生じていた。今

後注意されたい。なお、燃料油を翌年度に繰り越す場合、実際は業者に保管させているがこれが契約について考究善処されたい。

(8) 日額依費支給に当り、実際に即しない面があるの
で検討すべきである。

(9) 事務用品、並びに工사용器具の保管管理に当つては、諸台帳の台帳と現品との照合、不用品の処分等に留意されたい。

なお、公用ネートバイについては使用簿を設けて管理されたい。

2 契約について

(1) 物品の購入に当り、原会計規則に示す売買契約書を徴しないで請書並びに納品書による納入検収がなされてきたものが散見された。特に高価なる物品購入に際してはかし担保の条件を具備することについて、検討善処の要がある。

(2) 八橋駐在所の土地建物のうち、東伯町より借用しているものについては使用貸借契約が未締結とな

つていたので締結されたい。

3 財産の管理について

- (1) 自動車台帳に写真の添付されていないもの、記録の不備なものが散見される。早期に整備の要がある。
- (2) 区画整理実施後、当所敷地と隣地との境界線が不明確となつているので究明されたい。

(3) 八橋駐在所の借用地に具有倉庫が6坪1棟、4坪1棟、3坪1棟あり、財産台帳に載っていないので、登載して財産管理の明確を期すべきである。

(4) 使用にたえないと判断されるクワツナー2台、レー約30本の処分につき善処されたい。

4 登記事務について

(1) 38年度における登記状況は次のとおりで、要登記件数は前年度未よりむしろ増加している。

(単位 件数)

通年	年度		昭和38年度分		昭和39年度分		摘要
	登記	残	発生	登記	残	繰越	
2,922	514	2,408	980	380	600	3,008	

- (2) このほか、過年度分未登記件数が見込まれるので登記促進になおつとめられたい。
- 5 屋外広告物の取締について
- (1) 実態調査を行ない各体の捕促につとめていたが、手数料収納状況は16件29,200円に過ぎないので取り締りの強化につとめられたい。
- (2) 屋外広告物取締条例第6条に規定する許可番号、氏名等の表示助行の指導並びに同条例第8条に規定する違反等に対する措置を厳にされたい。
- 6 主な業務の状況について
- (1) 工事の施行状況は次のとおりである。
- (公共工事)

工種別	工事箇所数	事業費 円	翌年度繰越額 円	要 摘
道路改良工事	1	19,560,000		37年度 施設分
橋架換工事	9	67,090,000		
道路特殊改良工事	1	4,600,000		37年度 施設分

災害防除工事	32	76,400,000		
凍雪害防止工事	2	3,000,000		
舗装新設工事	2	3,000,000		
舗装補修工事	10	51,337,000		
街路道改良工事	1	5,300,000		
街路舗装新設工事	3	33,600,000		
中小河川改良工事	2	17,850,000		
小規模河川改良工事	4	29,500,000		
河川局部改良工事	3	23,000,000		
河川局部改良工事	2	5,500,000		
災害復旧助成工事	5	49,569,000		
港湾改修工事	2	18,000,000		
海岸浸蝕対策工事	1	12,000,000		
漁港局部改良工事	1	5,000,000		
通常砂防工事	6	47,737,828		
特殊緊急砂防工事	1	6,241,705		
河川災害工事	1	1,188,815		
河川災害工事	1	1,836,509		
砂防災害工事	2	1,856,509		
道路災害工事	2	1,238,171		

港湾災害工事	1	673,500		
商工労働部委託	1	6,145,000		
農林部委託	1	400,000		
三朝町委託	2	6,860,000		
合 計	105	551,837,530		

(単県工事)

工種別	工事箇所数	事業費 円	翌年度繰越額 円	要 摘
道路改良工事	30	15,900,000		
橋架換工事	7	6,270,000		
舗装新設工事	11	14,880,000		
河川改良工事	2	1,463,500		
砂防新設工事	1	830,213		
道路修繕工事	72	5,275,000		
橋架換工事	39	6,741,000		
舗装修繕工事	6	1,320,000		
安全施設工事	2	420,000		

道路標識設置工事	1	111,000		
河床堤防維持修繕工事	9	2,010,000		
砂防維持修繕工事	3	607,500		
港湾維持修繕工事	3	340,000		
河川災害復旧工事	7	908,000		
砂防災害復旧工事	3	401,000		
道路災害復旧工事	12	1,041,000		
合 計	208	58,518,213		
総 計	313	610,355,743		

(2) 工事の施行監督について

- (ア) 請負契約約款に規定する工事費内訳明細書及び工事材料検査請求書の提出については、米子土木出張所の項で述べたとおりである。

(3) 現地監査の状況

単県橋架換工事21箇所を抽出して実地監査した結果は次のとおりである。

- (ア) 道路改良工事鳥取鹿野倉吉線、三朝町坂本の練

00690

石積工事は出来上りが不揃でコンクリート積込が粗雑であった。

(イ) 河床堤防維持修繕東郷川筋右岸引地堤防は39年3月末に土盛りし、竣工したばかりであるのに、地元民が法面を面割りして採草の堤防の維持管理に注意されたい。

(ウ) 倉吉市、久原、竹田川筋右岸河床堤防維持修繕工事における裏込栗石は、設計以上の大きさのものが多く見受けられたので、材料検収を厳にされたい。

(エ) 倉吉市、津原沢沢線越前橋架換工事は、ボックス橋と練石積の結合面にクラックを生じていたほか練石積が1.5cm沈下していた。これは、一本土台の設計を2本土台の設計とすべきであったと考えられるので検討の要がある。

(オ) 大栄町大谷、福永由良線道路改良工事は、側溝に排水口がなく雨水がたまつていたので、設計面に工夫が望まれる。

また、セメント材の検収は行われていたが、その他骨材は検収されていなかったのに注意の要がある。

(イ) 赤崎港築港修繕工事の出来形成績は外形が悪く施工管理が不良と認められる。

(ウ) 赤崎町竹内、赤崎船上山線田原橋架換工事は、取付護岸施工後、地内関係者が破かいして暗渠施工していたが、その施工が不良であったので手直しの要がある。

なお、このような場合、調査並びに設計時点で協議に万全を期すよう配慮すべきである。

(ウ) 東郷町門田、埴見川筋左岸河川改良工事で土羽護岸を築造していたが、隣地の水田との間に境界杭がなく、侵蝕されるおそれがある。境界杭が設けられたい。

7 道路敷並びに河川敷の不法占用取締
道路敷並びに河川敷の不法占用にかかる実態調査を実施中であつたが、速やかにこれら取締りを厳にされた

00691

根雨土木出張所 昭和39年6月4.5日監査
(39.4.30現在)

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 予算の経理について
(1) 収入

予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 額	摘 要
円	円	円	円	
1,516,000	1,535,697	1,090,060	445,637	

(2) 収入証紙取扱額調

科 目	件 数	金 額	摘 要
		円	
建築確認申請手数料 外6項目	196件	190,800	

(3) 支出

予算合連額	支出済額	差引予算残額	摘 要
円	円	円	
(8,000)	(8,000)	(0)	() の金額は
144,927,637	113,125,299	31,802,338	37年度繰越額を示す

(4) 諸手当（扶養手当、通勤手当、宿日直手当等）の支給に際し、届出及びこれが確認並びに台帳の整備等に不十分なものが散見されたので留意されたい。

(5) 各種土木事業工費のうち賃金の支出が一部赤経理となつていたものがあつた。適期に予算合連をすよう留意されたい。

(6) 日額旅費の支給に当り、実態に即しない面が見受けられるので検討すべきである。

2 契約について

(1) 自動車用ガソリンの購入については単価契約をしていたが、年度中途において契約の変更を行なわないうで異なつた単価で購入していた。

なお、油類の受払並びに代金の支払に際しては、数量の確認にさらに配慮されたい。

- (2) さく岩機一式を請書により購入していたが、金額の点からして会計規則に規定するとおり契約書を取りかわすべきである。
- 3 財産管理について
- (1) 自動車台帳に所要事項の記入漏れ並びに写真の添付漏れ等が散見されたので整備されたい。なお、公用單車の使用簿を設け、使用並びに保管管理に留意されたい。
- 4 登記事務について
- (1) 39年度における登記状況は次のとおりである。

(単位 件数)

過 年 度 分	昭 和 3 8 年 度 分			昭 和 3 9 年 度 分	
	要 登 記	登 記 残	発 生	登 記 残	摘 要
1,426	493	933	524	238	286
					1,219

- (2) このほか過年度分未登記件数が見込まれるので登記促進に配慮されたい。
- 5 屋外広告物の取締について

- (1) 屋外広告物許可申請件数は2件で低調である。広告物掲出物件を捕促することが先決であるので、実態調査を行ない客体を確認すべきである。
- (2) 広告物掲出物件に対する許可番号等の表示については指導すべきである。

- 6 主な業務の状況について

- (1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(原単工事)

工 種 別	工 事 箇 所 数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道路改良工事	26	15,900,000		
橋架架換工事	3	4,135,668		
舗装新設工事	5	7,500,000		
道路修繕工事	68	3,913,000		
橋架修繕工事	31	5,174,000		
道路標識設置工事	1	98,000		
河川改良工事	1	595,000		
河床保防維持修繕工事	6	1,639,791		

水理観測所整備工事	1	48,000		
小規模砂防工事	2	838,500		
砂防維持修繕工事	9	830,500		
道路災害復旧工事	42	4,034,000		
橋架架換旧工事	1	140,000		
河川災害復旧工事	5	472,000		
砂防災害復旧工事	6	661,000		
大山公園道路改良工事	2	7,800,000		
合 計	209	53,885,449		

(公共工事)

工 種 別	工 事 箇 所 数	事 業 費	翌年度繰越額	摘 要
道路開設工事	1	4,020,000		37年度繰越
〃	1	5,800,000		
橋架架換工事	5	36,160,000		
道路改良工事	23	114,700,000		

雪害防止工事	5	17,100,000		
舗装新設工事	1	3,000,000		
通常砂防工事	11	52,014,000		
河川局部改良工事	1	2,000,000		
道路応急工事	12	2,524,000		
道路災害工事	9	4,696,000		
河川災害工事	9	4,618,000		
合 計	78	246,602,000		
總 計	287	300,487,449		

- (2) 現地監査の状況

単県橋架架換工事等20箇所を抽出し実地監査した結果は次のとおりである。

- (ア) 日野町添原、日野川河床堤防維持修繕工事は、河床勾配があるのに同一法長で設計したため、一本胴木が見えていた箇所があったので、調査施行に留意されたい。

- (イ) 日野町舟場、西伯根雨線橋架修繕工事は、並べ

木のうち設計規格に合っていないものがあつたので材料検収に配慮されたい。

(ウ) 江府町州河崎、日野川河床堤防維持修繕工事に
おける水制工事には埋戻しが一部不足していた。

(エ) 江府町江尾、二級国道岡山松江線、橋梁架換工
事の鉄のパイプ工こう欄塗装工についての仕様書が
ないので、何を何回塗れば良いのか不明であつた。
留意されたい。

7 予算の繰越手続の実施について

単県工事のうち38年度に実質的に繰り越した件数は11
件で、繰越額は15,425,880円に達していた。年度内に
完成見込みのないものは繰越手続をするよう配慮すべ
きである。

8 道路敷並びに河川敷の不法占用取締について

道路敷河川敷の不法占用取締につき配慮の要がある。

郡家土木出張所 昭和39年6月11日監査
(39. 5.30現在)

監査委員 千代西尾 泰 章
同 野 坂 浩 賢

1 予算の経理について

(1) 収 入

予算合達額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
円 373,416,000	円 4,487,819	円 4,487,819	円 0	

(2) 収入証紙取扱額調

科 目	件 数	金 額	摘 要
建設業登録申請手数料 外5項目	186件	489,700円	

(3) 支 出

予算合達額	支 出 済 額	差引予算残額	摘 要
円 (5,684,980)	円 (5,684,980)	円 (0)	() の金額は3 7年度繰越額
円 192,898,191	円 192,898,176	円 11	

(4) 河川生産物採取量の確認方法を検討されたい。ま
た、採取額の事前提出履行方指導の要がある。

(5) 年度末において購入された郵券の一部が未納とな
つていた。納入期日を厳守させるとともに、検収に
留意されたい。

(6) 通勤手当の支給に際しては事実の確認を随時助行
されたい。

(7) 自動車用燃料の購入に当つては県会計課長が通知
したとおりの注油伝票により取扱を明確にされたい。

(8) 用地買収に伴い証書に添付する収入印紙は出納整
理簿により出納を明確にされたい。

(9) 物品購入に当り所属長の決裁を得ないで、職員が
直接発注、検収しているものが見受けられる県会計
規則に示すとおり事務処理をされたい。

なお、職員へ貸出した備品のうち修理をなすべきも
のが見受けられるので、保管管理に留意されたい。

(10) 日額旅費支給に当り実態に即しない面があるので
検討すべきである。

2 契約について

(1) 38年7月に旧郡家土木出張所建物(本館、別館、
車庫、倉庫等171,74坪)を地元町に20,347円で売却
処分していたが、その契約内容をみると「敷地賃貸
借契約により契約解除の場合は県と土地所有者の双
方協議の上、原形復旧して、所有者に返還するこ
とになつているが、この土地所有者に対する契約履
行の件も町の責任において処理することを前程とし
て20,347円で町に譲渡する。」となつており、原有
財産が原形復旧費支払の手段として使用されたこと
となり、地方財政法第8条の規定(改正前)に照ら
し適当とは認められない。
なお、譲渡価額算出基礎の記録も見当らない。財産
処分にあつては事務処理に慎重を期されたい。
(2) 不用品(クランシナー発動機、オートバイ、鉄屑)
売却に当り予定価格を数定しないで実施していたこ
とは適当でない。

3 財産等の管理について

- (1) 暫頭駐在所並びに若狭駐在所の土地、建物はそれぞれ借用であるが、使用貸借契約が未締結となつてゐるので、締結の要がある。
- (2) 工用材料の保管管理につき検討された。
- (3) 単車の部品の一部が紛失していたものがあつた。これら諸車の収納庫を設置する等対策を検討された。

4 登記事務並びに用地事務について

- (1) 38年度における登記状況は次のとおりである。

過年度分	昭和38年度分			昭和39年度分		
	登記	残	発生	登記	残	摘要
3,631	543	3,088	695	611	84	3,172

(単位 件数)

- (2) 850件の日標に対し1,154件登記していたが、このほか過年度仍未登記件数が見込まれるので、さらに登記促進にとめられたい。
- (3) 土木部用地事務処理規程に定める補償金等の算出

- 基礎が不明確で一方向的に決定されているものがあつた。検討を要する。
- (4) 同規程第156条に規定する交渉終了までの経過の概要、その他必要事項を記録すべき交渉日誌がなかつたので作成整備の要がある。
- (5) 物件移転等完了確認の不明確なものがあつた。
- (6) 物件移転等確認後対面の支払がかなり遅延しているものがあつた。
- (7) 請求書に月日のないものがあつたから注意された。

5 屋外広告物の取締状況

- (1) 屋外広告物客体を捕促するため、写真を撮影し実態調査中であつたが、写真の台帳への貼布等整備の要がある。
- (2) 屋外広告物条例第6条に規定する許可番号、氏名等の表示の履行、指導並びに同条例第8条の違反等に対する除却措置につき配慮の要がある。
- 6 主な業務の状況について

(1) 工事の施行状況は次のとおりである。

(公共工事)

工種別	工事箇所数	事業費		要年度摘要
		円	円	
緊急砂防工事	7	33,500,342		
通常砂防工事	8	25,298,884		
地造工事	1	3,300,000		
街路事業工事	1	6,000,000		
舗装新設工事	3	11,370,000		
河川改良工事	4	40,000,000		局部改修含む 37年度繰越
橋梁架換工事	1	1,581,000		
"	5	39,659,700		
道路改良工事	1	6,000,000		
"	1	3,600,000		
道路特殊改良工事	13	39,500,000		
凍害防止工事	1	2,100,000		
河川災害復旧工事	110	220,167,312		
砂防災害復旧工事	22	62,524,557		
道路災害復旧工事	20	16,438,277		

(単県工事)

工種別	工事箇所数	事業費		摘要
		円	円	
橋梁架換工事	1	6,124,862		
橋梁架換工事	10	10,580,872		
舗装新設工事	11	15,745,219		
道路修繕工事	68	6,315,954		
橋梁修繕工事	29	5,874,046		
河川堤防維持修繕工事	13	2,399,232		
河川改修工事	1	500,000		
河川災害復旧工事	4	548,000		
砂防災害復旧工事	1	145,000		
道路災害復旧工事	24	2,839,118		
橋梁災害復旧工事	2	178,000		
砂防修繕工事	8	1,639,735		
水質汚濁計観測装置工事	1	45,000		

用地先行取得	2,801,080
合計	58,635,567
総計	395,575,800,501

- (2) 工事の施行監督について
- (イ) 契約約款に規定する工事費内訳明細書等の提出については米子土木出張所の項で述べたとおりである。
 - (ロ) 材料検査簿はほとんど活用されていない。
 - (ハ) 手直し命令の発してあるものの事後措置の確認助行につき検討の余地がある。
 - (ニ) 現地監査の状況
単県事業のみ5ヶ所の現地監査を実施した結果、注意事項は次の1点のみであった。
 - (ホ) 用瀬町安蔵、橋梁架換工事で山口橋でガードレール柱にスユツチナーの施行が洩れていた。監督はさらに入念にされたい。

7 予算の繰越手続の実施について
単県事業の工事着手状況は年度後期に集中されており、38年度へ実質的に繰り越した額は12,125,461円に達している。年度内に完成する見込みのないものについては、繰越手続をとるよう配慮すべきである。

8 河川敷及び道路敷の不法占用取締について
不法占用の実態を調査中であつたが、法令に基づく適切な措置並びにその事後確認につき慎重配慮されたい。

西部県税事務所	昭和39年7月20日監査	監査委員	浜田庄平
中部県税事務所	昭和39年7月21日監査	監査委員	浜田庄平
東部県税事務所	昭和39年7月29日監査	監査委員	浜田庄平

県下各県税事務所の昭和38年度にかかる定期監査を執行したところ、各所とも賦課、徴収等税務行政全般にわたつてその運営について努力されておるものと認められた。しかしながら、その細部事務については後述するよう留意改善を要する事項が見受けられるので、さらに一層の努力をされたい。

- 1 予算執について
昭和38年度に係る収支の状況は次のとおりである。
- (1) 収入 (単位 千円)

科目	所別	調定額	収入済額	不払額	納入済額	備考
県税	東部	681,702	673,945	1,104	6,653	
	中部	276,983	273,620	221	3,142	
	西部	562,132	546,154	1,074	14,904	
計		1,520,817	1,493,719	2,399	24,659	
使用料及び手数料	東部	45	45	—	—	
	中部	128	128	—	—	
	西部	226	226	—	—	
計		399	399	—	—	
雑収入	東部	15,523	8,587	271	6,665	
	中部	3,441	2,971	21	449	
	西部	9,302	8,391	14	897	
計	28,266	19,949	306	8,011		

寄附金	東部	中部	西部	計	行寄附金
東部	44	23	38	105	—
中部	28	38	105	—	—
西部	185	—	—	—	—
計	697,314	280,575	571,698	1,549,587	13,318
東部	280,575	276,742	554,809	1,088	3,597
中部	571,698	—	—	2,705	15,801
西部	1,549,587	1,514,172	—	—	52,710
計	—	—	—	—	—

(2) 支出 (単位 千円)

科目	所別	予算額	支出済額	不用額	備考
県庁費	東部	31,286	31,286	—	—
	中部	16,873	16,873	—	—
	西部	27,079	27,079	—	—
計		75,238	75,238	—	—
選挙費	東部	119	119	—	—
	中部	104	104	—	—
	西部	123	123	—	—
計		346	346	—	—
徴税費	東部	24,185	24,185	—	—
	中部	13,280	13,280	—	—
	西部	25,758	25,758	—	—
計		63,223	63,223	—	—
その他(財産管理費)	東部	(8)	(8)	—	—
	中部	490	490	—	—
	西部	(8)	(8)	—	—
計		551	551	—	—
		(16)	(16)	—	—
		1,041	1,041	—	—

() は、特別会計用物品調達事業(外費)

東部	55,590 (87)	55,590 (87)	111
中部	30,747 (8)	30,747 (8)	111
西部	53,511 (16)	53,511 (16)	111
合計	139,848	139,848	111

各所別の課税状況は次表のとおりであり、前年度に比し、総額で192,137千円（東部75,131千円、中部58,484千円、西部58,522千円）増加（増加率14.5%）している。この内容をみると、現年度分については17.4%増、過年度分は逆に24.6%減、滞納分は13.3%増となっている。

各所別の課税状況調

所別	年度別	現年度分		過年度分		滞納繰越分		計	
		金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率
東部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		556,622	91.7	42,916	7.1	7,033	1.2	606,571	100.0
		647,392	95.0	27,910	4.1	9,400	0.9	681,702	100.0
中部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		202,231	92.6	13,054	6.0	3,214	1.4	218,499	100.0
		258,355	93.3	15,594	5.8	3,034	1.1	276,983	100.0
西部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		453,339	90.0	35,915	7.1	14,356	2.9	503,610	100.0
		517,888	92.1	25,790	4.6	18,454	3.3	542,132	100.0
合計	37年度に比し増減(同)	1,212,192	91.2	91,885	6.9	24,603	1.9	1,328,680	100.0
		1,422,635	93.6	69,294	4.6	27,888	1.8	1,520,817	100.0
		211,443	△	22,521	△	3,238	△	192,137	△
		(117.4)		(75.4)		(113.3)		(114.5)	

2 賦課徴収状況について

(1) 課税状況

東部	555,427 (87)	555,427 (87)	111
中部	30,747 (8)	30,747 (8)	111
西部	53,511 (16)	53,511 (16)	111
合計	139,848	139,848	111

(2) 徴収状況
各所別の徴収状況は次表のとおりであり、前年度に比し総額で193,513千円（東部75,685千円、中部58,463千円、西部59,355千円）増加（増加率14.9%）している。この内容をみると、前記調定の増減の影響に

響により、現年度分については17.5%増と調定増率と大体同様のノヒ率を示し、過年度分は22.9%の減で調定減率に比し1.7%上廻っており、滞納繰越分は30.8%の増で調定増率に比し17.5%のノヒを示している。

各所別の徴収状況調

所別	年度別	現年度分		過年度分		滞納繰越分		計	
		金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率
東部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		555,427	99.4	42,883	99.9	1,950	27.8	598,260	98.6
		644,214	99.5	27,574	98.8	2,157	33.7	673,945	98.6
中部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		201,120	99.5	13,049	99.9	988	30.7	215,157	98.5
		251,179	99.5	15,430	99.0	1,011	33.3	273,620	98.5
西部	37年度に比し増減(同)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
		453,339	90.0	35,915	7.1	14,356	2.9	503,610	100.0
		517,888	92.1	25,790	4.6	18,454	3.3	542,132	100.0
合計	37年度に比し増減(同)	1,212,192	91.2	91,885	6.9	24,603	1.9	1,328,680	100.0
		1,422,635	93.6	69,294	4.6	27,888	1.8	1,520,817	100.0
		211,443	△	22,521	△	3,238	△	192,137	△
		(117.4)		(75.4)		(113.3)		(114.5)	

西部	37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)		計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
		東部	中部													
37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	37年度に比し増減(同率%)	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計

3 収納状況について
 個人の県民税を除く各税目の調定額に対する納期内及び納期後の収納率は次表(1)のとおりであり、納期内収納率は55.1%で、前年度に比し、1.6%向上したが、

納期後収納率は43.9%で、前年度に比し1.9%、合計では0.3%低下している。また、個人県民税は別表(2)のとおり、収納率は93.7%で、前年度に比し1.3%向上しておるが、他の税目に比し低率である。

(1) 納税率の状況 (単位%)

区分	納期内収納率				納期後収納率				合計収納率			
	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
普通税	68.2	60.8	56.8	62.8	31.4	38.3	40.9	36.0	99.6	99.1	97.7	98.8
県民税	77.9	55.6	63.0	69.9	22.0	44.2	36.3	29.8	99.9	99.8	99.3	99.7
事業税	73.4	55.6	63.0	69.9	22.0	44.2	36.3	29.8	99.9	99.8	99.3	99.7
計	73.4	56.7	54.9	65.8	26.5	42.9	34.9	33.7	99.9	99.6	98.8	99.5

法人	納期内収納率				納期後収納率				合計収納率			
	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
不動産取得税	75.4	55.9	54.4	67.3	24.5	43.9	44.6	32.4	99.9	98.5	99.0	99.7
娯楽施設利用税	54.4	60.0	56.8	56.4	44.6	38.5	41.1	42.1	99.0	99.8	96.6	98.6
娯楽施設利用税	43.5	51.4	60.1	51.5	56.3	48.4	56.5	47.1	99.8	99.8	96.6	98.6
料理飲食等消費税	87.2	55.2	84.2	80.6	11.5	42.7	13.5	17.5	98.7	97.9	97.7	98.1
自動車税	63.0	72.6	55.2	61.7	35.6	26.2	42.5	35.7	98.6	98.8	95.7	97.4
自動車税	40.0	47.7	38.6	41.2	59.8	51.6	59.1	57.7	99.8	99.3	97.7	98.9
自動車税	65.6	53.4	31.0	55.1	17.4	34.6	34.2	26.5	83.0	88.0	65.2	81.6
自動車税	40.0	47.7	38.6	41.2	59.8	51.6	59.1	57.7	99.8	99.3	97.7	98.9
固定資産税	60.0	58.7	—	75.0	40.0	14.3	—	25.0	100.0	100.0	—	100.0
固定資産税	—	—	100.0	400.0	—	—	0	0	—	—	—	—
軽油引取税	12.7	23.3	5.7	12.1	87.3	76.7	94.3	87.9	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	12.7	23.3	5.7	12.1	87.3	76.7	94.3	87.9	100.0	100.0	100.0	100.0
旧法による税	—	0	0	0	—	1.2	57.1	43.8	—	1.2	57.1	43.8
狩猟者税	—	0	0	0	—	1.2	57.1	43.8	—	1.2	57.1	43.8
計	60.7	54.5	48.3	55.1	38.9	44.7	49.8	43.9	99.6	99.2	98.1	99.0
(参照)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和37年度	60.9	55.5	43.3	55.5	39.0	44.2	55.2	45.8	99.9	99.7	98.5	99.3

(2) 個人県民税

(単位 千円)

区	分	東部	中部	西部	計
調定額	現過年度分 滞納繰越分 計	88,701 4,205 92,906	38,329 1,197 39,526	87,585 5,234 92,819	214,615 10,636 225,251
収納額	現過年度分 計	85,418 81,279	37,480 37,971	83,983 1,742 85,725	206,881 4,094 210,975
年間率 (%)	現過年度分 滞納繰越分 計	96.3 44.3 93.9	97.8 41.0 96.1	95.9 33.3 92.4	96.4 38.7 93.7
不納欠損額		165	15	3	183
差引滞納額		5,462	1,540	7,091	14,093

4 滞納繰越の整理について

滞納繰越分の整理状況は次表のとおりであり、各所とも相当努力し、収納率は45.9%で、前年度に比し6.2%上昇している。

滞納繰越の整理状況

(単位 千円)

所別	調定額	収納額	不納額	収入未済額	収入率		
					3年	8年	3年7度
東部	6,400	2,157	1,104	3,139	33.7%	27.8%	
中部	3,034	1,011	212	1,811	33.3%	30.7%	
西部	18,454	9,638	1,074	7,742	52.2%	47.7%	
計	27,888	12,806	2,390	12,692	45.9%	39.7%	

5 収入未済額の整理について

県税の収入未済額は24,699千円で、前年度に比し11.679千円減少しておるが、収入済額に調定外収入(過課納金)が217千円含まれておるので、実質未収入額は24,916千円となる。このうち57%を占める14,093千円は個人県民税で、県税事務所で直接取り扱っている。残りの10,606千円の内容をみると、財産差押をしているもの29.3%、滞納処分停止をしているもの25.3%、徴収猶予をしているもの16.3%、滞納処分停止にする見込のもの12.2%、その他の処分済のもの5.2%で、

未整理のものは11.7%となっている。

収入未済額の整理状況 (単位 千円)

区	分	東部	中部	西部	計	構成比
財産差押額		254	330	2,526	3,110	29.3%
換価猶予額		34	—	—	34	0.3%
滞納処分停止額		833	614	1,233	2,680	25.3%
徴収猶予額		17	102	1,606	1,725	16.3%
徴収嘱託額		25	27	246	298	2.8%
交付要求額		—	174	52	226	2.1%
滞納処分停止見込額		—	44	1,251	1,295	12.2%
分納督促額		2	—	—	2	—
整理未済額		26	311	899	1,236	11.7%
小計		1,191	1,602	7,813	10,606	100.0%
個人県民税分		5,462	1,504	7,091	14,093	
合計		6,653	3,142	14,904	24,699	
過課納分		—	—	217	217	
純計		6,653	3,142	15,121	24,916	

6 調定収入状況について

各県税事務所毎の税目別調定収入の状況は次表のとおりである。

所別税目別調定収入一覽表 (単位 千円)

税目	調定収入	年度別				計
		東部	中部	西部	計	
法人県民税	調定	38,671	8,699	32,264	79,634	
	増減	44,491	10,294	29,972	85,757	
法人事業税	調定	5,820	1,595	2,292	5,125	
	増減	38,668	8,675	32,027	79,370	
個人県民税	収入	44,485	10,277	29,809	84,571	
	増減	5,817	1,602	2,218	5,201	
個人県民税	調定	60,454	25,956	61,726	148,136	
	増減	88,701	38,329	87,585	214,615	
個人県民税	収入	28,247	12,373	25,839	66,459	
	増減	57,976	25,248	58,610	141,834	
個人県民税	収入	89,418	37,480	83,983	206,881	
	増減	27,742	12,232	25,573	65,547	
法人事業税	調定	281,429	46,263	136,224	463,916	
	増減	286,879	56,293	124,855	468,027	
法人事業税	収入	5,450	10,030	11,359	26,839	
	増減	281,365	46,132	135,563	463,060	
法人事業税	収入	286,882	56,206	123,735	466,823	
	増減	5,499	10,074	9,830	25,403	

個人事業税	収入	378増減	25,856 50,775 6,919	11,255 13,205 1,950	26,129 29,288 3,159	41,240 75,268 12,028
	収入	378増減	23,814 30,672 6,858	11,255 13,189 1,934	25,942 29,160 3,218	41,011 75,021 12,010
不動産税	収入	378増減	22,007 23,034 1,027	10,871 14,786 3,915	19,699 20,699 1,000	52,577 58,319 5,742
	収入	378増減	21,903 23,022 1,119	10,857 14,767 3,910	18,894 20,600 1,706	51,654 58,369 6,715
娯楽施設税	収入	378増減	4,522 4,621 99	1,844 2,085 257	4,347 6,197 1,850	10,715 12,901 2,186
	収入	378増減	4,522 4,621 99	1,844 2,070 225	4,351 6,197 1,846	10,698 12,888 2,190
料理飲食等消費税	収入	378増減	60,384 71,739 11,355	54,283 71,808 17,525	78,301 100,311 22,010	192,968 243,688 50,890
	収入	378増減	60,246 71,690 11,444	54,225 71,550 17,325	76,834 98,584 21,750	191,305 241,824 50,519
自動車税	収入	378増減	42,650 44,551 1,901	20,320 25,312 5,092	34,033 41,721 7,688	89,003 109,634 20,631
	収入	378増減	42,650 44,551 1,901	20,320 25,312 5,092	34,033 41,721 7,688	89,003 109,634 20,631
区税	収入	378増減	34,634 42,519 7,885	20,257 25,280 5,023	33,402 41,511 8,109	88,293 109,310 21,017
	収入	378増減	2,142 2,557 395	1,784 1,866 82	914 596 318	4,840 4,999 159
狩猟者税	収入	378増減	27 4 23	20 5 15	47 47 0	94 9 85
	収入	378増減	27 4 23	19 5 14	45 45 0	91 9 82
軽油引取税	収入	378増減	71,315 79,957 8,643	33,873 39,919 6,046	67,285 77,791 10,508	172,471 197,668 25,197
	収入	378増減	71,315 79,957 8,643	33,873 39,919 6,046	67,285 77,791 10,508	172,471 197,668 25,197
固定資産税	収入	378増減	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551
	収入	378増減	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551	28,103 24,552 3,551

滞納繰越分	収入	378増減	1,950 2,157 207	988 1,011 23	6,850 9,638 2,788	9,788 12,804 3,018
	収入	378増減	1,950 2,157 207	988 1,011 23	6,850 9,638 2,788	9,788 12,804 3,018
合 計	収入	378増減	58,290 67,945 75,685	215,157 273,620 58,463	486,799 546,154 59,355	1,300,216 1,493,719 193,503
	収入	378増減	58,290 67,945 75,685	215,157 273,620 58,463	486,799 546,154 59,355	1,300,216 1,493,719 193,503

7 経理その他についての留意事項

(1) 個人県民税

市町村よりの賦課徴収状況報告並びに滞納状況報告は遅延勝ちであり、徴収金の県への払込も、地方税法に規定する納期より1ヶ月以上も遅れているものがあり、また、収納率も他税目に対し低率であるので、成績不良の市町村に対する指導、及び協力要請について努力する必要がある。

(2) 料理飲食等消費税及び軽油引取税

従事職員の事務量等の関係もあるうが、実態調査の回数を増加し、かつ早期に実施する必要がある。

(3) 調定期期

西部県税事務所に於て、課税課よりの通知による総務課の調定が遅延勝ちのものがあるので、早期に調定するよう留意されたい。

(4) 調定方法

東部県税事務所に於て、事業税の納付に関する誤謬訂正による調定減の方法について、第1期分の納期限経過後は、1期及び2期に納付すべき額から半額づつ減額しているが、現在のところ、昭和27年8月21日付総務部長通達により、第2期分で減額する取扱方法となつていたので検討善処されたい。

(5) 滞納整理

滞納にかかる差押及び処理の状況をみると、なかには差押後相当期間を経過したまま未処理となつておるものがあり、事実上の税債滞りとなつておる、できる限り早期に整理されたい。

イ 東部県税事務所に於て、軽油引取税の徴収猶予にあたり、徴している担保のなかに定期預金証書があるが適当でない。

ウ 中部県税事務所に於て、賦課年度後3〜4年間を経過してから滞納処分の停止処分をしているものがあるが、早期に調査の上、処理するようにされたい。

エ 西部県税事務所管内において、特定団体に関連するものの滞納処分の執行について、徴収職員が恐怖と危険を感じて徴収困難となつていゝるものが数件ある。県当局は関係機関と連携し、このよゝな雰囲気存在の排除に努力し、徴税吏員が安心して職務を執行し得るよう、法秩序の維持について善処されたい。

(6) 西部総合事務所の財産管理は、直接には西部県税事務所が管理しており、前年度査査指導事項中の事務表側等の敷地の境界は明確にされていたが、裏側の民家の喰込は未解決であつた。新庁舎への移転

もやがて行なわれることとなつてゐるので、この際早期に解決されたい。

中央病院
高等看護学院

昭和39年8月21日 監査
監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 野坂浩賢

1 予算の執行状況について

(1) 特別会計県立中央病院事業費のうち当院における収支状況は次表のとおりであり、収入済額160,906,191円に対し支出済額196,473,564円で、差引35,567,373円の不足額を生じてゐる。しかしながら、このほか収入に於て日赤に対する転貸債の元利償還額及び一般会計繰入金等、支出に於て起債の元利償還金及び前年度繰上充用金等が本庁経理されており、全体としては100,515,805円の歳入不足となつてゐる。

(収入)		予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
科	目	円	円	円	円	円	
使用料及手数料	雑収入	212,981,393	9,048,751	157,272,954	2,413,689	55,708,439	現年度分のみ
小	計	222,030,144	18,910,464	160,906,191	2,413,689	3,001,852	
本庁経理分	計	300,647,902	240,940,608	179,816,655	2,413,689	58,710,264	

(支出)

科	目	予算額	支出済額	未払額	不用額	備考
病院	費	210,384,383	192,327,129	17,816,621	240,633	
看護婦養成所費	小	4,513,640	4,146,435	349,205	18,000	
小	計	214,898,023	196,473,564	18,165,826	258,633	
本庁経理分	計	300,647,902	280,532,460	18,914,556	1,400,916	

(2) 一般会計分の出納状況は次のとおりである。

(収入)

科目	調定額	収入済額	収入未済額	備	考
寄附金	72,400	72,400	0	県庁舎寄附金	
計	72,400	72,400	0		

(支出)

科目	予算額	支出済額	不用額	備	考
県庁費	20,800	20,800	0	職員厚生費	
計	20,800	20,800	0		

(3) 収入のうち、病院使用料の収納状況は次表のとおりであり、当年度は調定総額219,078千円に対し収入済額は158,576千円で、収入率は72.4%になっている。前年度までの収入率に比し相対低下しているが、これは昭和39年4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定等の一部)を適用するため、当年度の出納を39年3月31日で打切った結果である。

また、当年度に於て29年度から33年度までの回収不能のものを355件2,413,189円を欠損処分している。次に社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会等から受け入れる診療報酬の請求に伴う審査により返戻減点となった額は14,996,547円で、請求額に対し8.8%となり前年度に比し0.6%増加している。これは新年度より地方公営企業法の一部を適用するため、取り急ぎ請求したものの内容に不備なものが多く、返戻減点が増加したものであり、翌年度に於て再審査に付する予定で整理していた。

(4) 特別会計県立中央病院事業費は37年度末で58,457,902円の赤字であった。38年度末は前述のとおり100,515,805円の赤字となったが、これは出納を3月31日で打ち切ったためであるので、前年度と比較のため、38年度も前年度通り5月31日まで出納整理期間があつたものとして、前年度における収支及び償債債務を算定すると次のとおりとなる。

三十七年度	収入済額		収入未済額		計
	236,597,345円	5,825,563円	同上38年度に欠損処分した額	240,009,219円	
収入済額	236,597,345	5,825,563	同上38年度に欠損処分した額	240,009,219	
支出済額	295,055,247	1,462,000	支払繰延額	296,517,247	
差引	58,457,902	1,949,874		1,949,874	
三十八年度	収入済額	179,816,655	収入未済額	58,710,264	計
支出済額	280,332,460	未払金	748,700	238,526,919	
差引	100,515,805	57,961,564		1,949,874	

すなわち、収入未済額が全部収納されるものとした場合、37年度における収支(償債債務)差引△56,508,023円(A)の不足に対し、38年度は△42,554,241円(B)と、13,954千円短縮したこととなる。これら赤字の発生の原因は、病院建設のための地方債の利息が

多額にのぼることが主なものとなっている。

(単位:千円)

年	度	35年度	36年度	37年度	38年度
現年度	調定額	122,078	163,375	200,027	212,981
	収入済額	120,823	162,378	198,051	157,273
過年度	調定額	1,250	997	1,976	55,708
	収入済額	99,0%	99.4%	99.0%	73.8%
合	調定額	4,268	4,473	4,459	6,097
	収入済額	1,080	1,050	3,810	1,303
計	調定額	3,188	3,423	3,849	2,380
	収入済額	25.3%	23.5%	13.7%	21.4%
不納欠損額		0	0	0	2,414

返戻、減点額

区分	年度				増	減	摘要
	37年度	38年度	39年度	40年度			
請求	157,989,345	169,481,137	11,491,792				
返戻	11,595,722	2,265,205	669,483				
減点	1,370,245	2,731,542	1,351,097				
返戻減点	12,965,967	14,996,547	2,050,580				

請求額に対する減点率	8.2%	8.8%	-
------------	------	------	---

(5) 支出のうち、原材料費の決算額は次表のとおり年々増加の傾向にあり、当年度においては65,489,620円で、前年度に比し2,988,028円増加し、病院費の決算額に対し33.6%の高率となっている。また、人件費は 93,352,885円で病院費決算額に対し47.86%

となっており、前年度に比し5.24%の増加を示している。しかしながら、当年度は企業会計適用のため3月31日で支払を打ち切ったため、18,565,321円を未払としており、このうち、原材料費が9,756千円、人件費が3,484千円を占めているので、前記の率はさらに高率となる。

区分	年度	3 5 年度	3 6 年度	3 7 年度	3 8 年度
病院運営費		113,487,729円	149,424,368円	184,287,690円	195,021,046円
人件費		100.00%	131.79%	162.50%	171.96%
原材料費		29,672,853円	46,700,000円	62,501,592円	65,489,620円
長成件長		100.00%	157.38%	210.64%	220.71%
費用率		26.16%	31.25%	33.92%	33.58%
率率率率		49,427,053円	64,124,558円	78,551,294円	93,352,885円
同上のうち		100.00%	123.67%	158.92%	188.83%
人件費		43.58%	40.91%	42.62%	47.86%

(注) 1 「病院運営費」は、県立中央病院事業費決算額より看護婦養成所費及び諸支出金(公債費、繰上費用金等)を除いた額である。
2 「人件費」は、職員給、諸手当及び報酬の合計額である。

2 運営状況について

(1) 当病院は昭和39年3月末で院長以下199名(医師21名、看護婦84名、薬剤師6名、事務27名、その他51名)をもつて、第1内科等12診療科と検査室、看護科、薬剤科、事務科を置き、病床数520床(一般病床264床、結核床)を有し、業務の運営にあたっている。なお、昭和38年6月より郡家町外4町の伝染病組合と受託契約し、病院敷地内に設置された同組合の伝染病棟(20床)により診療を実施している。
(2) 過去4ヶ年間に於ける診療科別外来及び入院患者の状況は次表のとおりで、外来患者は56年度をピークとして順次減少の傾向にあり、当年度は前年度に比し5,871名診療日数一日平均約25名減少している。また入院患者も外来と同様の傾向であり、当年度は前年度に比し2,110名一日平均も各減少し、病床利用率について前年度88.6%に対し本年度は84.9%と3.7%低下している。しかしながら、当年度の病床利用率は一般は88.8%、結核は85.9%、伝染病が

21.2%であり、このうち伝染病分について昭和38年6月からの開始で、前年度においては該当のなかつたものである。従つてこの伝染病分を除外して利用率をみると、87.9%となり実質の低下は0.7%である。

診療科別外来及び入院患者数

科別	年度				備考
	3 5 年度	3 6 年度	3 7 年度	3 8 年度	
外科	患者数 16,042 人	19,757 人	18,822 人	18,119 人	
患者率	100%	123.2%	117.3%	113.0%	
整形科	患者数 23,565 人	24,278 人	20,532 人	19,752 人	
患者率	100%	103.0%	87.1%	83.8%	
内科	患者数 33,189 人	39,930 人	37,622 人	36,786 人	第1、第2内科の合計
患者率	100%	120.3%	113.4%	110.8%	
眼科	患者数 14,689 人	15,631 人	15,362 人	14,656 人	
患者率	100%	106.4%	104.6%	99.8%	
耳鼻咽喉科	患者数 22,852 人	23,124 人	22,962 人	22,177 人	
患者率	100%	101.2%	100.5%	97.0%	

種別	患者数 伸長率	13,450 100	15,789 117.4	16,969 126.2	13,071 97.2
産人	患者数 伸長率	8,711 100	10,355 118.9	9,246 106.1	8,212 94.3
小児科	患者数 伸長率	7,431 100	8,332 112.5	7,968 107.2	7,632 102.7
歯科	患者数 伸長率	21,481 100	20,108 93.6	13,407 62.4	16,614 77.3
皮膚科 泌尿科	患者数 伸長率	161,410 100	177,334 109.9	162,890 100.9	157,019 97.3
合計	患者数 伸長率	533 100	587 110.2	537 100.9	513 96.2
平均	患者数 伸長率				

(注) 延人員による

科別	年度				備考
	35年度	36年度	37年度	38年度	
外科	患者数 伸長率	11,365 100	16,686 146.8	17,004 149.6	13,369 117.6
整形外科	患者数 伸長率	18,448 100	23,626 128.1	21,427 116.1	19,342 104.7

入院患者

内科	患者数 伸長率	49,835 100	41,660 83.6	35,998 72.2	43,742 87.8
眼科	患者数 伸長率	2,152 100	4,405 204.7	4,272 198.5	4,249 197.5
耳鼻咽喉科	患者数 伸長率	2,535 100	4,213 166.2	5,077 200.3	4,457 175.8
産人	患者数 伸長率	11,677 100	14,088 120.7	15,384 131.7	13,709 117.4
小児科	患者数 伸長率	2,952 100	3,965 134.3	5,856 198.4	3,354 113.6
歯科	患者数 伸長率	45 100	38 84.5	36 80.0	53 117.8
皮膚科 泌尿科	患者数 伸長率	2,444 100	3,416 139.8	1,166 47.7	1,925 78.8
合計	患者数 伸長率	101,453 100	112,100 110.5	106,292 104.8	104,182 102.7
平均	患者数 伸長率	278 100	307 110.4	291 104.7	285 102.5

(注) 延人員による

(3) 高等看護学院は、県立中央病院に併設されており、昭和39年3月末で、学院長(病院長兼務)は専任教員3名、事務職員3名(中央病院職員兼務)講師53名(院外19名、院内34名)で運営されていた。昭和38年度の学生は、第1学年20名、第2学年16名、第3学年14名を養成し、卒業生14名は全員国家試験に合格し、それぞれ就職あるいは進学していた。

3 経理その他事務について
今後の運営については次の諸点に留意し検討善処されたい。

(1) 患者の診療状況は前述したとおり年々減少の傾向にあり、この原因は種々あると思われるが、医師の異動が多いこともその一つとされている。なお、年度末で医師定員25名に対し現員21名(うち4名は非常勤医師)で4名の不足であった。また、看護婦について、厚生省の配置基準による正看護婦、准看護婦、看護助手その他の配置割合と適合せず、頭デッカチとなっている。これら職員の適正配置確保に

ついて検討善処されたい。

(2) 病院運営費のうち、薬剤等原材料費の占める割合は前述のとおり極めて大きい。薬剤の購入及び使用についてはさらに意を用い、工夫、検討されたい。(なお原材料費に他の科目(流用禁止科目を含む。)から7,538,030円も流用しておるが、これについては毎年度指摘しているところであり、医局、薬局、事務局の連絡を密にするとともに、予算編成の際に充分検討しておくようされたい。

(3) 病院使用料の滞納の徴収については相当努力されたいが、さらに工夫検討し、収入率の向上に努力されたい。

(4) 病院使用料について当年度2,414千円の欠損処分を行なっていたが、滞納後の整理状況及び欠損処分に付した理由等が不明確であるので整理簿等を設け、経過を明確にしておくべきである。

(5) 病院使用料のうち過年度分は調定額6,087,388円に対し1,502,711円を徴収、ほか上記のとおり2.4

13,689円を欠損処分し、差引収入未済額として2,380円を計上しているが、この収入未済額の内訳を検討すると諸帳簿類と符合しないものがあり、至急に究明善処されたい。

(6) 社会保険診療報酬支払基金等から返戻減点となつた額は前述のとおりであるが、このうち、減点額は2,731,342円で、37年度に比し、1,361,097円も増加し、厚生病院に比較しても極めて多い。減点額の大半は病院収入の損失に連なることとなるので、減点の発生防止に努力されたい。

(7) 当院は、設立後11年を経過し、施設の損傷と旧式化が目立ち、最近建設される他の施設との開きが大きくなつておるので、
○建物の改装、特に廊下の壁と床の修理 ○外来患者待問室等の暖房設備 ○インタホンの設置
○家用雑用水(水洗便所用)源として、井戸の堀さくによる用水費の節減等について 討を要するものがある。

(8) 病院の看護婦宿舎及び学院の寄宿舎の電灯、水道料等は全額果費で支払つてはいるが、県立高等学校、保育専門学院、聖路学園看護婦宿舎等の宿舎においては入寮者が自己負担しているもので、これらとの関係において負担区分について検討を要する。

厚生病院 昭和39年9月2日 監査
看護学院 監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

本院は昭和38年4月1日より、もと厚生農業協同組合連合会の施設であつた旧厚生病院を借受けて発足し、同年12月26日新築病院に移転して現在に至つており、今回初めて監査したが、その状況は次のとおりであつた。

1 予算の執行について
(1) 特別会計県立厚生病院事業費の当院における収支状況は次表のとおりであり、収入諸額8,648,878円に対し支出諸額111,180,760円で差引112,531,882円

の不足額を生じている。しかしながら、このほか収入に於て一般会計繰入金、支出に於て起債の元利

償還金及び退職手当が本庁経理されており、全体としては17,877,241円の歳入不足となつてはいる。

(収入)

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	円	円	
使用料及手数料		116,435,479	96,826,266	—	19,609,213	
雑 収 入		1,930,568	1,822,612	—	107,956	
小 計		118,366,047	98,648,878	—	19,717,169	
本 庁 経 理 分		2,168,095	2,168,095	—	—	
合 計	120,441,000	120,534,142	100,816,973	—	19,717,169	

(支出)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	未 払 額	不 用 額	備 考
	円	円	円	円	
病 院 費	110,724,480	109,072,677	436,037	1,275,766	
看護婦養成所費	2,174,000	2,168,083	—	5,917	
小 計	112,898,480	111,180,760	436,037	1,281,683	
本 庁 経 理 分	7,542,520	7,513,454	28,140	926	
合 計	120,441,000	118,694,214	464,177	1,282,609	

なお、このほかに特別会計県立中部病院事業費より新築の病院建設に伴う備品諸装置等経費として次表のとおり執行していた。

科 目	予算令達額 円	支出済額 円	不用額 円	備 考
病院建設事業	68,063,800	68,063,800	0	

(注) このほか本庁等においてこの特別会計から支出した額は171,196,659円である。

(2) 収入のうち、病院使用料の収納状況は調定総額116,435千円に対し収入済額は96,826千円で収入率は83.2%になっている。
次に社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険等から受け入れる診療報酬の請求に伴う審査により返戻減点となった額は3,964,959円で請求額に対し4.4%である。

区 分	3 8 年 度
請 求 額	89,334,335円
返戻減点	3,831,621 133,338 3,964,959
計	85,372,714
請求額に対する返戻減点率	4.4%

(3) 支出のうち、原材料費は31,822,186円で、病院費の決算額に対し29.2%である。また人件費は46,752,109円で病院費決算額に対し42.8%となっている。

区 分	3 8 年 度
病 院 運 営 費	109,122,057円
原材料費	31,822,186円 29.2%
人件費	46,752,109円 42.8%

(注) 1 「病院運営費」は県立厚生病院事業費決算額より看護婦養成所費及び公債元利償還金を控除した額である。
2 「人件費」については中央病院の場合と

同様である。

2 運営状況について

(1) 当病院は前述したとおり、昭和38年4月1日より、もと厚生農業協同組合連合会の施設であった旧厚生病院を借り受け、同会所属の職員中123名を採用し新たに県よりの配置換3名を加え計126名の職員で、同病院に入院していた一般患者105名、結核患者56名、伝染病患者6名計167名(病床数一般114床、結核83床、伝染34床)を引継いで開院し診療を開始した。その後新築中の病院が昭和38年12月16日に完成し、同年12月26日に新築病院に移転し現在に至っている。

昭和39年3月末で院長以下124名(医師13名、看護婦60名、薬剤士3名、事務員13名、その他35名)をもつて内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、理学診療科及び小児科(昭和39年1月開始)の7診療科と検査室、看護科、薬剤科、事務科を置き、病床数200床(一般200床)を有し業務の運営にあたつ

ている。なお、このほかに倉吉市外八町村の伝染病組合(病床数34床)と委託契約による診療を実施している。

(2) 診療科別外来及び入院患者の状況は次表のとおりで、外来患者は診療日一日平均305名、入院患者は170名となつておる。また、病床利用率は一般91.9%、結核56.7%、伝染病28.7%で全体としては73.4%の低率となつている。これは、新築病院に移転のため退院させたり入院の制限等をしたため並びに新設病院には結核患者病床がなかったためによるものである。

診療科別外来及び入院患者数

区 分	3 8 年 度		区 分	3 8 年 度	
	外来	入院		外来	入院
科 別	人	人	科 別	人	人
外 科	13,176	8,208	産 婦 人 科	11,904	7,553
内 科	23,805	40,539	小 児 科	804	1,088
眼 科	22,679	2,691	計	92,206	62,251
耳 鼻 咽 喉 科	19,833	2,362	診療日一日平均	305.3	770.1

00720

(注) 延人員による

- (3) 准看護学院は、県立厚生病院に併設されており、病院と同様昭和38年4月1日より、もと厚生農業協同組合連合会で運営されていた旧厚生病院准看護学院の施設を借り受け開院し、新病院建設と同時に新施設に移転したものである。昭和39年3月末で学院長(病院長兼務)ほか専任教員2名、事務職員1名(厚生病院職員兼務)講師27名(院外4名、院内23名)で運営されていた。昭和38年度の学生は、第1学年15名、第2学年12名、計27名を養成し卒業生12名は全員鳥取県准看護婦試験に合格しそれぞれ就職していた。
- 3 経理その他事務について
 - (1) 当病院の業務を運営するための代決専決規程、被服等貸与規程等が制定されていないので早急に制定する必要がある。
 - (2) 病院使用料の未収金に対する経過措置を明確にしておく必要がある。

(3) 病院の看護婦寄宿舎及び学院の寄宿舎の電灯、水道料等の負担については中央病院の項で述べたとおりである。

(4) 当病院の定床は200床となつているが実際の病床数は187床で、さらに快復室を除くと183床となる。一方、入院待患者は常に相当数にのぼつていて6階の看護婦及び学院宿舎は病室構造となつていて、別途これらの宿舎を建設すれば待患者は数済されると考えられるので、財政及び当地方の入院施設の実情を考慮のうえ検討されるよう要望する。

財団法人鳥取県福祉事業団

昭和39年6月17日監査

監査委員	浜	田	庄	二
同	中	田	玉	平

今回、地方自治法第199条第6項の規定により、財団法人鳥取県福祉事業団の監査を執行したところ、その状況は次のとおりであつた。

00721

(第3種郵便物認可)

- 1 法人の概要

本事業団は広く県民の利用できる生活向上のための施設及び援護育成又は厚生者の措置を要する対象者のための施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことにより、県民福祉の増進を図ることを目的として、昭和37年10月3日設立し、同年10月9日登記を完了したものであり、県から寄附金として300,000円をうけ基本財産としたものである。
- 2 事務所及び役職員の状況
 - (1) 事務所は当初県庁厚生援護課内においていたが、昭和38年4月から鳥取市江崎町1番地に移転した。
 - (2) 役員は理事長以下12名、監事1名、(次員1名)、職員は2名を置き、業務の運営にあつてゐる。
- 3 主な事業の実施状況(大山観光会館経営部門を除く)
 - (1) 勤労者休養施設建設事業

37年度より計画していた勤労者休養施設は、羽合町上茂津に県より1.267坪の敷地の無償貸付を受け、鉄筋コンクリート3階建、延550坪総事業費67,355

千円の計画で39年1月より建設中であり、当年度に22,035千円の設計監督委託料及び工事請負費を支払つてゐる。

(2) 当年度計画していた商店従業員福祉センターは敷地等の関係で、勤労者住宅は市町村受入態勢がとれないので、それぞれ着工に至つていない。

4 経理状況

設立以来、官庁会計方式により経理されており、その状況は次のとおりである。

(1) 歳入

科目	予算額	収入済額	差引増減	備考
財産収入	38,000	57,536	19,536	
補助金	15,425,000	4,340,000	11,058,000	利子収入 運営費補助1,235,000円 休養施設補助555,000円 従業員センター補助2,750,000円
附属収入	9,050,000	395,000	8,655,000	羽合町より195,000円 若狭街道商店街振興組合より200,000円
雑収入	2,000	0	2,000	
借入金	138,000,000	20,000,000	118,000,000	年金福祉事業団より
繰入金	1,996,590	1,996,752	162	
繰上金				
合 計	164,511,590	26,789,388	137,722,202	

(2) 歳出

科目	目	予算額	支出済額	不用額
勤労者休養施設建設費		67,355,000	22,035,000	45,320,000
商店従業員福祉センター建設費		28,900,000	0	28,900,000
勤労者住宅建設費		65,915,000	0	65,915,000
運営管理費(事務費)		2,300,000	1,650,000	670,000
予備費		41,590	0	41,590
合 計		164,511,590	23,685,000	140,846,590

5 歳入歳出差引 3,124,388円

経理その他事務についての留意事項

(1) 経理方法について企業会計方式を採用するよう検討する必要がある。

(2) 経理出納等の根拠となるべき財務規程、その他の諸規程がないので早急に作成する必要がある。

大山観光会館 昭和39年9月日3日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平

大山観光会館における県の経営部門(宿泊)及び財団法人鳥取県福祉事業団の経営部門(食堂)の監査を実施したところ、その状況は次のとおりであった。

- 一 県の経営部門(宿泊)
- 1 収支の状況について
- (1) 収入

科目	予算額	調定額	収入済額	備考
----	-----	-----	------	----

科目	円	円	円	円	備考
(特別会計) 使用料	6,194,963	6,593,458	6,593,458	0	(宿泊料、休養施設等)
貸付料	1,686,000	1,686,348	1,686,348	0	(食堂、員宿舎)
雑収入	12,000	51,600	21,600	0	
小計	7,892,963	8,301,406	8,301,406	0	
繰入金	10,125,000	9,413,889	9,413,889	0	主管課経理分
合 計	18,017,963	17,715,295	17,715,295	0	
(一般会計) 寄附金	900	900	900	0	

(2) 支出

科目	円	円	円	円	備考
(特別会計) 運営費	4,079,000	4,022,756	56,244		接遇、清掃、暖房、社事業団に委託
委託費	2,860,000	2,614,643	245,357		
小計	6,939,000	6,637,399	301,601		
公債(元利償還金)繰上充用金	7,874,000	7,872,933	1,067		主管課経理分
合 計	18,017,963	17,715,295	302,668		

00724

当節における収支の状況は上記のとおりであり、
 庫として収入8,301,406円、支出6,637,399円、
 差引1,664,007円の黒字を生じている。しかしな
 がら、本庁主管課(観光課)において、整理され
 ている建設に伴う起債の元利償還金等を含めると、
 一般会計からの借入金9,413,889円が必要となつ
 ている。

2、経営の状況

(1) 当館の施設は、客室16室(洋室4室、和室12室)
 特設和室兼会議室、談話室兼展示室、ホール、娯
 楽室各1室を設け、客室定員76人(洋室8人、和

室68人)のほか特設和室の定員は50人である。
 (2) 県は宿泊部門のみを担当し、食堂は県福祉事業
 団に売店は大山観光協会に貸し付けて運営してい
 たが、39年8月1日より、前年度の監査報告で指
 摘したとおり、福祉事業団に全面的に経営を委託
 していた。

(3) 当年度における宿泊利用の状況は次表のとおり
 で、月により極端な変動を生じていた。

(4) 県職員は出納員1名のみで、他の従業員はすべ
 て福祉事業団等の職員であった。

宿泊利用状況

区分	期別				計	備考
	1.4半期 (4月~6月) 88日	2.4半期 (7月~9月) 93日	3.4半期 (10月~12月) 92日	4.4半期 (1月~3月) (85日) 91日		
洋室	収容定員 24	24	24	24	—	利用率 最高2月 40% 最低5月 1.7%
	収容可能延人員 704	736	736	736	2,904	
	利用人員 16	147	38	234	435	
	利用率(%) 2.3	19.97	5.16	32.1	14.98	
和室	収容定員 204	204	204	204	—	利用率 最高2月 61.8% 最低4月 3.9%
	収容可能延人員 5,984	6,256	6,256	6,256	24,684	
	利用人員 290	1,832	695	3,013	5,830	
	利用率(%) 4.8	29.3	11.1	48.7	23.6	
計	収容定員 228	228	228	228	—	利用率 最高2月 59.4% 最低4月 3.8%
	収容可能延人員 6,688	6,992	6,992	6,992	27,588	
	利用人員 306	1,979	733	3,247	6,265	
	利用率(%) 4.6	28.3	10.5	46.9	22.7	
特設和室	収容定員 180	180	180	180	—	利用率 最高2月 48.4% 最低6月 0%
	収容可能延人員 5,280	5,520	5,520	5,520	21,780	
	利用人員 35	603	361	612.2	2,724	
	利用率(%) 0.7	10.9	6.5	31.8	12.5	

00725

区分	期別				計	備考
	1.4半期 (4月~6月) 88日	2.4半期 (7月~9月) 93日	3.4半期 (10月~12月) 92日	4.4半期 (1月~3月) (85日) 91日		
洋室	収容定員 24	24	24	24	—	利用率 最高2月 40% 最低5月 1.7%
	収容可能延人員 704	736	736	736	2,904	
	利用人員 16	147	38	234	435	
	利用率(%) 2.3	19.97	5.16	32.1	14.98	
和室	収容定員 204	204	204	204	—	利用率 最高2月 61.8% 最低4月 3.9%
	収容可能延人員 5,984	6,256	6,256	6,256	24,684	
	利用人員 290	1,832	695	3,013	5,830	
	利用率(%) 4.8	29.3	11.1	48.7	23.6	
計	収容定員 228	228	228	228	—	利用率 最高2月 59.4% 最低4月 3.8%
	収容可能延人員 6,688	6,992	6,992	6,992	27,588	
	利用人員 306	1,979	733	3,247	6,265	
	利用率(%) 4.6	28.3	10.5	46.9	22.7	
特設和室	収容定員 180	180	180	180	—	利用率 最高2月 48.4% 最低6月 0%
	収容可能延人員 5,280	5,520	5,520	5,520	21,780	
	利用人員 35	603	361	612.2	2,724	
	利用率(%) 0.7	10.9	6.5	31.8	12.5	

(注) 1 会議、休憩利用は除く。
 2 1.4半期分の(一)書は、前年同期分である。

二 財団法人鳥取県福祉事業団の経営部門(食堂)
 当館の食堂関係については、県と鳥取県福祉事業団と
 の間において賃貸借契約により、昭和38年4月1日か
 ら1ヶ年間、貸付料月額110,000円で福祉事業団が登

営している。その他、宿泊等利用者の接遇、清掃、暖
 房の供給、洗たくについて県と委託契約し、事業団は、
 他会計より切り離し、独立した会計でもって運営にあ
 っている。なお、昭和39年8月1日以降は前記のと

00726

おり当事業団が全面的に経営している。

(1) 経営の状況

当期における経営状況は次表のとおりで暖冬異変等の影響もあり、欠損金116,733円を生じており、前期欠損金と合せ合計1,030,250円となつていった。

(ウ) 貸借対照表 (昭和39.3.31現在) (単位円)

資産の部	負債及び資本の部
流動資産	流動負債
現金	短期借入金
93,002	2,000,000
245,037	354,556
193,742	未払費用
440,294	26,499
1,088	18,617
1,087,600	250,731
1,087,600	引当金
	440,610
	減価償却引当金
	1,030,250
	固定資産
	440,610
	器具及備品
	1,087,600
	2,060,763
合計	合計
2,060,763	2,060,763

(注) 短期借入金のうち1,000,000円は県より年

2分の利息でもって貸し付けているものである。

(ウ) 損益計算書 (自昭和38.4.1至昭和39.3.31)

費用の部	収益の部
事業費用	事業収入
16,085,024	12,795,483
	事業外収入
	4,350
	事業補助金
	553,815
	県よりの要託料
	2,614,643
	当期欠損金
	△116,733
合計	合計
16,085,024	16,085,024

(注) 県補助金は館長に対する人件費である。

三 経営上の問題点及び留意事等について

(1) 宿泊利用状況は前記のとおり、当年度に於て洋室14.98%、和室23.6%、特設和室12.5%の年間平均を示しており、前年度開業時と当年度同期との比較においては、洋室18.1%、和室14.5%、特設和室19.4%の増とノヒを示しておりますが、前記のとおり、季

00727

節的に極端なムラが見られるので今後更に広報宣伝を強化するとともに、季節的に料金差を設けるなど利用率の向上に努力する必要がある。

(2) 宿泊関係の収支不足額については、一般会計から借入金で補てんされているが、起債の償還については前年度の監査報告で指摘したとおり固定資産の耐用年数に対応した適正償還額を算出し、実際の償還額との差額は一般会計から繰入補てんする基本方式をとられるよう検討せられたい。

(3) 食堂は、現在宿泊者の使用及び外来一般大衆の使用の両者を兼ねているが、スキーツェン等には、一日2,000円を徴する洋室宿泊者も、雪まみれのままの外来者も、雑沓する食堂を共用している。これは宿泊及び食堂利用者層の幅を大きくとつたことに原因しているが、スキーツェン中には宿泊者使用部分を外来者使用部分と隔離すること、ひいては食堂の拡張等検討せられたい。

(4) 食堂飲食材料は年度末において棚卸しを行い、貯

蔵品勘定に計上しているが、当年度末に於て440,294円の残品があり、約1ヶ月分に相当する。これらのうちには37年度よりの繰越分も含まれているので、需給計画をたて、過大な仕入れを行なわないよう検討する必要がある。

(5) 未収金の確保について努力されたい。

(6) 当館経営の問題として、37年度の監査で指摘した用水の確保については、当年度3,000,000円を投じて自家用井戸を設け、極めて豊富な水源な確保していった。

(7) 前記用水工事費3,000,000円及び従業員宿舍建設費3,502,000円等は、別途一般会計より支出されているが、これでは大山観光会館について特別会計を設定し、経営収支の状況を明らかにしようとした意義が薄らぐので、当局は予算編成方針について検討されたい。

00728

鳥取県信用保証協会 昭和39年9月10日監査
 監査委員 浜田庄平
 同 中田玉浩
 同 野坂賢

今回、地方自治法第199条第6項の規定により、鳥取県信用保証協会にかかる昭和38年度の監査を執行したところ、その状況は次のとおりであった。

1 法人

(1) 主たる事務所を鳥取市本町3丁目商工会館内に、支所を米子市、連絡所を倉吉市及び境港市に置いている。

(2) 役員は理事20名、監事5名を、職員は31名を置き事務の運営にあたつている。

2 事業の実施状況

本会は信用保証協会法に定める目的を達成するため、地方公共団体、金融機関等よりの出資金、借入金を原資として中小企業者等が資金の貸付、手形の割引等に

より金融機関に対して負担する債務の保証、その他目的達成のために必要な業務を実施しており、その状況は次のとおりである。

(1) 出資金について

当期末現在における出捐の状況は次表のとおりであり、当期中に県6,120千円、23市町1,602千円、9金融機関2,255千円計9,975千円出捐されており、前期中に比し3,187千円増加している。なお、市町村からの出捐は、当期末において30市町となり、未出捐は10町村となっている。

00729

(単位 千円)

出 捐 団 体	前 期 未 了 (37. 3. 31)	前 期 中 (自37. 4. 1 至38. 3. 31)	当 期 中 (自38. 4. 1 至39. 3. 31)	当 期 未 了 (39. 3. 31)
鳥 取 県	94,000	4,000	6,120	104,120
市 町	鳥米倉境町 51,800 取子吉港 3,720 市市市市村 2,580 計 1,060 200 59,160	245 83 53 494 875	382 122 1,098 1,620	51,800 4,347 2,465 1,235 1,792 61,637
金融機関	4,845	362	655	5,862
信用組合	720	795	619	2,132
相互利用金信用組合	415	258	476	1,149
銀行庫金連合	310	500	500	1,310
通信用	10	—	—	10
工 業 信 用 組 計	30	—	3	30
民間信用	20	—	—	23
普相信商團農小	6,350	1,913	2,253	10,516
業者団体	10	—	—	10
中小企業団体	11	—	—	11
農小	—	—	—	—
合 計	159,521	6,788	9,975	176,284

(2) 借入金について
借入金の状況は次表のとおりであり、中小企業信用保険公庫より長期分として20,000千円、(2年償還利率2分5厘)、短期分として53,000千円(3~6ヶ月償還利率2分)を借入れたほか、県より75,000千円、市町村より26,430千円、山陰合同銀行より50,000千円、総額224,430千円を借入れていたが、当期末残高は252,430千円であった。

借入金状況 (単位 千円)

借入先	前	当	返	当	備
	期	期			
	末	期		末	考
	残	借		残	
	額	入		額	
		庫			
中小企業信用保険公庫	138,000	20,000	30,000	128,000	(長期)
〃	37,000	53,000	47,000	43,000	
山陰合同銀行	—	50,000	—	50,000	
鳥取市	55,000	75,000	130,000	—	(短期)
鳥取市	7,000	6,500	7,000	6,500	
鳥取市	5,000	5,000	—	10,000	
吉野市	5,000	5,000	—	5,000	
米子市	720	3,000	720	3,000	
倉敷市	630	2,900	630	2,900	
境町	310	9,030	310	9,030	(20町)

合計	長	中	当	当
	期	期	期	期
	計	計	計	計
138,090	20,000	30,000	128,000	
105,660	204,430	185,660	124,430	
243,660	224,430	215,660	252,430	

(3) 信用保証の状況について

信用保証申込処理状況

信用保証申込処理状況は次表のとおりであり、当期から実施した中小企業小口融資の関係もあつて保証承諾は2,108件、1,380,049千円で、前期に比し、392件、177,987千円増加し、当期末の累計は7,955,591千円となっている。また、申込に対する承諾率は91.4%で前期に比し0.8%増加している。なお、保証承諾後、取消、償還、代位弁済等の結果、当期末における保証貸付現在額は、一般分1,831,822千円、鳥取水災復興分60,651千円、伊勢湾台風分14,156千円、第二室戸台風分29,083千円、昭和38年1月豪雪分64,769千円、県小口分144,281千円、特別小口分15,920千円計2,158,682千円となっている。

(単位 千円)

区	分	前	前	中	当	当
		期	期	期	期	期
		末	末	中	中	末
		残	残	計	計	計
		額	額	額	額	額
保証申込	件数A	10,660	1,799	2,163	14,622	
	金額A	5,614,214	1,327,312	1,510,365	8,452,091	
拒	件数	18	—	10	28	
	金額	10,940	—	12,700	23,640	
取	件数	114	78	102	294	
	金額	85,634	103,360	106,630	295,624	
査定減額	件数	292	29	85	316	
	金額	51,420	11,150	31,766	94,336	
調査中	件数	80	—	—	28	
	金額	92,740	—	—	82,900	
保証承諾	件数B	10,448	1,716	2,108	14,242	
	金額B	5,373,480	1,202,062	1,380,049	7,955,591	
承諾率	B/A%	95.7	90.9	91.4	94.1	
保証貸付現在額	件数	3,043	—	—	3,632	
	金額	1,803,567	—	—	2,158,682	

1 保証後の処理状況保証承諾後の処理状況は次表のとおりであり、保証承諾に対し代位弁済率は当期末において6.5%で前期に比し、0.9%上昇して

いる。また、代位弁済額に対する回収率は当期末42.8%で前期末に比し13.0%とかなりの低下を示している。次にこの代位弁済に伴う求償権は当期

末に於て297,851千円となるがこれらのうち、不良求債権を214,759千円償却し、差引183,092千円の現在高となっている。この償却求債権については簿外債権として別途整理されており、当期末債

却求債権214,756千円に対し、回収金は28,881千円で差引は185,878千円となるが、このうち保険金で補填されるものが115,694千円あるため、実質は70,184千円である。

(保証後の処理状況)

(単位 千円)

区 分	前 前 期 末 (37,331)	前 期 中 (自37,411 至38,331)	当 期 中 (自38,411 至39,331)	当 期 末 (39,331)
保 証 承 諾	件数 5,373,480	1,716	1,380,049	14,272
代 位 弁 済 額	件金額 299,656	1,202,062	2,108	7,955,591
弁 済 率 (B)/A%	5.6	242	185	1,368
回 収 額	件金額 167,306	28,533	99,972	520,570
回 収 率 (C)/B%	55.8	92	98	472
求 債 権 償 却	件金額 47,337	109,577	58,045	222,749
求 債 権 現 在 高	件金額 85,013	225	214,759	457
		185,878	83,092	42.8

(償却求債権処理状況)

区 分	前 前 期 末	前 期 中	当 期 中	当 期 末
償 却 求 債 権 高	47,337	109,377	58,045	214,759
回 収 高	15,702	4,938	8,221	28,881
差 引 現 在 高	31,635	—	—	185,878

3 経理状況

本協会の経理は、信用保証協会法及び大蔵省より指示された経理基準によつて実施され、その状況は別添のとおりであり、当期において21,709,833円の剰余金を生じており、このうち半額10,854,000円を内部保留として責任準備金に残留10,855,833円を基金準備金にしている。

4 経理その他事務について

(1) 出捐金について

当年度出捐金は期末に於て基本財産に振り替えられるが、この基本財産の現在より保証債務の限度額

が算出されることになっている。当期末(決算整理前)における限度額は2,404,500千円となり、当期末の保証現在高は2,278,896千円で差引125,604千円の保証余力があることとなる。また、協会の経理基準の示すところにより、支払準備資産をもとに限度額を算出すると、2,412,396千円となり、保証余力は133,500千円となる。しかしながら、経理基準では保証総額の最高限度は前記のうちどちらか少額のはうにすることとなっているので、125,604千円の保証余力しか残っていないこととなる。前期は求債権の償却を多く行なつたことと原因して、かなりの額の基本財産を取り崩したが、今後保証業務の拡大伸張が益々要請されるので、さらに出捐方を要請し基本財産の造成に努力する必要がある。

(2) 代位弁済について

代位弁済については、当期99,972千円しており、前期の120,942千円に対して20,970千円減少しているが今後さらに関係機関と連携いをとり償還期限を履

退職手当引当金繰入	2,469,490	合	
当期収支差額	151,026,555	計	151,026,555
	10,855,833		

財団法人鳥取県育英会 昭和39年9月1日監査

監査委員	浜田庄二
	中田玉平
	野坂浩賢

今回、地方自治法第199条第6項の規定により、財団法人鳥取県育英会に対する財政援助について監査を執行したところ、その状況は次のとおりである。

1 法人の概要

本会は、「都会に遊学する学生に健康で文化的な生活環境を与え、経済的負担を軽減して修学を助け、もつて社会有為の人材を養成する」ことを目的として、昭和30年11月1日に設立され、昭和30年11月22日登記を完了したものである。基本財産は、当初小中学校教職

員組合からの寄附金1,000,000円をもって出発し、昭和37年度に於て、昭和36年度本会決算の剰余金315,025円のうち200,000円をさらに繰り入れ総額1,200,000円とし、定期預金として山陰合同銀行に預け入れられている。

2 事務所及び役職員の状況

(1) 事務所は、鳥取市東町鳥取県庁に置いている。

(2) 役員は理事長以下10名、監事3名、職員は本部に4名(兼務)、明倫館に4名、清和寮に4名を置いているほか、各寮に員職員である管理者を配置して業務の運営にあたつておる。

3 38年度中の主な事業の実施状況

(1) 明倫館事業
男子学生寮として、千葉県船橋市所在の県有地の無

償貸を受け、鉄筋コンクリート4階建(一部平屋)・684.68坪を総事業費85,013,776円で建設に着手し、竣工予定38年11月25日のところ、諸種の理由で工期が遅れ、39年3月5日に竣工していた。この財源は住宅金融公庫及び山陰合同銀行から借り入れてしているが、この利子額、2,684,444円(住金分816,668円、合銀分1,867,776円)の3分の2を限度として県が補助することとし、(住金分は38年度かぎり。)昭和38年度に於て1,789,629円を補助しておる。なお、寮生は39年1月頃より逐次入寮し、定員150名に対し、39年4月末134名同8月末現在で131名となつていた。

(2) 清和寮事業

明倫館の新設に伴い、従来の東京学生寮を女子学生寮(清和寮)とするため、内部改修工事費750,000円全額具費補助を受け実施した。なお寮生は39年8月末日現在で定員66名に対し64名となつていた。

4 整理状況

本会の経理は、明倫館及び清和寮の運営に関するものについては、それぞれの管理者、その他のものについては本部に於て経理されており、その状況は次のとおりである。

(1) 一般会計 (歳入)

科目	予算額	決算額	備考
繰越金	66,492	66,492	
雑収入	67,500	806	
計	133,992	67,298	

(歳出)

科目	予算額	決算額	備考
会議費	42,122	29,658	
事務費	25,870	25,870	
備前費	66,000	0	
計	133,992	55,528	

差引11,770円は翌年度へ繰越
(2) 明倫館建設事業

(歳入)

科目	予算額	決算額	備	考
借入金	88,700,000	84,450,000	住金より37,200,000円 合総より47,250,000円	
補助金	2,944,000	2,771,629	県より1,789,629円 市町村より982,000円	
雑収入	2,000	15,488		
計	91,646,000	87,247,117		

(歳出)

科目	予算額	決算額	備	考
建設費	88,702,000	84,450,882		
償還金	2,944,000	2,684,444	借入金利子	
計	91,646,000	87,145,326		

差引101,791円は翌年度一般会計へ繰入れ。

(3) 明倫館運営費

(歳入)

科目	予算額	決算額	備	考
使用料	690,000	749,130		
雑収入	341,000	335,871		
計	1,031,000	1,085,001		

(歳出)

科目	予算額	決算額	備	考
人件費	157,000	156,667		
寮運営費	260,000	241,063		
償還金	243,000	242,880	預り金返還	
附料	390,000	389,970		
備費	1,000	0		
計	1,051,000	1,010,580		

差引174,421円は翌年度へ繰越

(4) 清和寮運営費

(歳入)

科目	予算額	決算額	備	考
使用料	4,185,000	4,273,631		
繰越金	236,617	236,617		
雑収入	314,500	229,185		
具補助金	750,000	750,000		
計	5,486,117	5,489,433		

(歳出)

科目	予算額	決算額	備	考
人件費	703,200	682,984		
寮運営費	1,161,600	1,159,921		
償還金	743,003	743,003		
附料	2,123,200	2,117,390		
備費	5,114	0		
施設整備費	750,000	750,000		
計	5,486,117	5,453,298		

差引36,135円は翌年度へ繰越

5 経理その他事務についての留意事項

- (1) 経理方法について、企業会計方式を採用することが望ましい。
- (2) 本部より遠く離れた遠隔地に寮が所在するので、寮の運営費分については毎月の計算書及び取扱銀行の証明書を徴するようせらわれない。
- (3) 明倫館の運営については、39年度より新たに住宅金融公庫の年賦償還金 2,186,664円の負担が加わるうえに固定資産税約700,000円の賦課が見込まれる。これらの財源は寮生が負担することとなるが、39年4月以降、入寮生は定員150人に対し、毎月130人台である。寮舎が都心より離れておるため等の理由で定員に満たないようであるが、経営面よりして入寮の勧奨、固定資産税の減免申請等配慮の要がある。
- (4) 清和寮の寮母室は6畳の部屋に4人も収容しているので、寮母の保健上また業務対策上別棟に拡張の要がある。

00740

米子保健所 昭和39年6月3日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 中田玉平

1 予算の執行について(昭和39年4月30日現在)
 (1) 収入

科目	予算額		調定額		収入済額		収入未済額		摘要
	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	
負担金 使用料及手 数料	422,000	42.2	405,895	40.6	398,895	39.9	7,000	0.7	県庁倉庫 建設費 寄附金
附入金	—	—	39,100	3.9	39,100	3.9	0	0	
雑収入	63,600	6.4	70,100	7.0	70,100	7.0	0	0	
合計	9,049,600	904.96	8,921,809	892.18	8,667,729	866.77	254,080	25.4	

(2) 支出

科目	予算済額	支出済額	残額
県庁費	28,549,000	28,021,238	527,762
社会及労働施設費	3,310	1,810	1,500
保健衛生費	14,023,538	12,921,564	1,101,974
諸支出計	42,576,818	40,945,582	1,631,236

(3) 収入証紙取扱額(食品衛生法に基づく手数料等各種許可手数料) 7,859,560円

- 2 主な業務の実施状況について
 (1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員(A)	受診人員(B)	レントゲン受診人員		B C G接種人員	間接撮影人員	直接撮影人員	受診率(B/A)
			円	千円				
定期 一学校、 一般事業所その他	97,155 93,180 190,335	37,265 82,805 120,070	7,356 44,820 52,176	44,820 52,176	3,391 7,752 11,143	32,084 72,662 104,746	1,733 3,537 5,270	38.4%

00741

(2) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射数	捕			獲分
		抑	留	返還	
4,247	6,798	543	157	386	

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	伝染病核	成人病他病	妊産婦	乳幼児	未熟児	家族計画その他	計				
								訪問数	346	1,435	1

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

対象数	監視指導件数	対象数	監視指導件数	環境
9,053	4,493	1,111	553	

(5) 試験検査実施状況

項目	細菌学的検査			寄生虫	食品衛生試験	水質試験	臨床病理試験	計	
	腸管系伝染病	結核菌	梅毒反応その他						
件数	9,353	4,761	7,264	292	403,781	378	927	15,307	42,103

3 留意事項

- (1) 出納事務等について
 ア 当年度の精神衛生費負担金決定の資料となる措置入院患者の世帯調査及び納税証明書等は当所て集しうして7月中旬本庁に進達し、これに基づき負担金決定通知を9月上旬に受取つていた。

のために負担金の調定が遅れて、なかには、5ヶ月分を一括調定あるいは調定減額している事例があった。負担金の決定事務処理のじん速化につき留意されたい。

イ 市町村住民の結核検診料は、精密検査終了後年度末(2月乃至3月)に間接撮影分と併せて一括調定しているが、「結核検診の受託契約について」の主管部長の通知よりどうり、間接撮影、精密検査の各集団業務終了毎にそれぞれ速やかに調定するようにされたい。

ウ 結核検診の受託契約書に双方の印がもれているものがあつた。

エ レントゲン診断料の徴収にあたつて、カルテ(健康相談票)で4ツ切撮影となつているにもかかわらず、料金は6cm×6cmで徴収している事例があつた。的確な事務処理をされたい。

オ 診断書額(控)の整理が不充分であつた。整理を厳にされたい。

カ 結核診査協議会委員報酬の支出内容と委員の出席記録とに符号しないものがあつた。的確な経理に努められたい。

キ と番検査員特殊勤務実領簿の内容において旅行命令簿及び時間外勤務命令簿と符合しないものがあつた。また、精神障害者鑑定の診察立会委員の特殊勤務手当を支給するにあつて、その従事した時間区分が明確でなかつた。それぞれ適正な事務処理を行なわれたい。

ク 性病予防法に基づき性病の委託治療にあたつて、委託治療費の減免に伴う公費負担率が厚生部長の減免承認にかかる公費負担率より異なつて支出されているものがあつた。これは、本庁よりの減免承認が、委託治療に着手してから相当期間経過後になされたことによるので、今後これら事務処理について検討留意されたい。

(2) 契約について

ク 野犬抑留所敷地の借用契約(無償)を所長名で

しているが、知事契約とするが適当である。

イ 前年の監査で指摘した外来者の下足整理等については正式の手續によるようにされたい。

(3) 財産の管理について
自動車庫が不足し、一部自動車は常時野ざらしのままとなつている。車庫の増設について考慮されたい。

(4) 米子市及び境港市における一般住民の結核集団検診受診率は、管内町村に比しては勿論、他管内の市に比しても極端に低率である。極力なる指導が望まれる。

倉吉保健所 昭和39年6月8日監査
監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行について(昭和39年4月30日現在)

(1) 収 入

科 目	予算額 円	調定額 円	収入済額 円	未済額 円	入 摘、 要
負担金 使用料及 手数料	159,000	159,538	159,538	0	
寄 附 金	5,551,000	5,220,741	5,220,741	0	
雑 収 入	—	29,900	29,900	0	県庁舎建設 費寄附金
合 計	5,871,200	179,422	179,422	0	
		5,589,601	5,589,601	0	

(2) 支 出

科 目	予算合連額 円	支出済額 円	不用額 円	摘 要
具 庁 費	22,095,239	22,095,239	0	
社会及労働施設費	4,300	4,300	0	
保健衛生費	14,365,612	14,349,457	16,155	
運 送 費	5,370	5,370	0	
諸 支 出	999	999	0	
合 計	36,471,520	36,145,365	16,155	

(3) 収入証紙取扱額(食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 3,530,120円

2 主な業務の実施状況について

(1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員 (A)	受診人員 (B)	ツベルクセン 受診人員	B C G 接種人員	間接撮影 人員	直接撮影 人員	受診率 (B) (A)
一学校・住居その他	60,060 43,188 103,248	41,494 44,314 85,808	5,106 30,267 35,373	1,365 11,519 12,884	38,093 36,755 74,848	1,515 1,228 2,743	69.0%
養核患者及び家族検査 計	3,750 3,600 7,350	3,097 3,441 6,538	102 102	6 6	3,097 1,555 4,652	47 1,885 1,933	82.5
合計	110,598	92,346	55,475	12,890	79,500	4,676	
法定外(学校・事業等)			1		17,832	187	

(2) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射数	抑留及び処分		
		抑留	返還	処分
2,941	5,048	254	44	210

(3) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	訪問数	伝染病	結核	成人病	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	その他	計
	13	2,131	16	73	12	224	20	42		12,551

(4) 食品及び環境衛生監視指導状況

食 品	環 境	
	対 象 数	監視指導件数
6,264	1,804	599
		914

(5) 試験検査実施状況

項 目	細菌・ウイルス学的検査		性 病 検 査	結 核 検 査	培 養 検 査	化 学 検 査	臨 床 検 査		水 質 検 査		食 品 検 査	計				
	法定・指定 培養検査	血清学的検査					梅毒 淋病 その他	結核 塗抹 鏡検	培養 検査	化学療法剤 に対する耐性			尿	血 液	水 質	水 質
件数	4,667	81	222	2,937	84	990	1,135	269	1,771	1,623	4,668	256	925	970	230	20,828

3 留意事項

- (1) 出納事務等について
- ア 母子衛生費負担金の調定日れがあつた。また、

年度始め並びに年度末に収納しているものうち
には収入年度区分を誤つていいるものがあつた。仰
確な事務の処理をされたい。

イ 結核健康診断の事務について次のように不充分の点があつた。適正に事務を執行されたい。

ロ 結核健康診断台帳とレントゲン撮影者名簿の撮影人員に不適合を生じているもの。

ハ 受託契約を締結していないもの、事後契約となつているもの、契約書の内容記入の不備のもの。

ニ 事業所分検診料の調定が遅れているもの、なお、一般住民の検診料は、精密検査終了後年度末(2月乃至3月)に3回程度に分割調定収納していったが、米子保健所に述べたとおり、間接撮影、精密検査の各集団業務終了毎にそれぞれ速やかに調定するようにされたい。

ホ 健康診断の手数料収納にあつて、カルテ(健康相談票)と調定補助票の記入内容が不適合を生じているものがあつた。的確に事務の処理をされたい。

ヘ 不用品の売却処分の際に相見積のないものがあつた。なるべく2人以上から見積書を徴し、適正な売却処分をされたい。

オ 食品衛生法に基づき各種営業継続許可申請が遅しく遅れているものがあつた。正規の期限までに必ず手続きさせるよう指導されたい。

カ 自動車用燃料の購入にあつては、単価契約を行なつているが、混合ガソリンについては、契約より高い単価で購入されていた。契約は遵守すべきである。

キ X線撮影機用、X線管球及び整流管の購入において同一目であるにもかかわらず購入先によつて価格に高低があつた。また、自動車の修繕はその殆んどを1業者に発注していったが、いずれも相見積が徴されていなかった。業者の選定にあつては相見積を徴する等不経済な支出とならないよう留意されたい。

ク 修繕料42,000円で自転車置場5.75坪を増築していったが、工事請負費で支出すべきである。また、

財産台帳副本に登録されていなかったが、財産の変動の都度登録されたい。

鳥取保健所 昭和39年6月16日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について
 (1) 収入

科目	予算額	実績額	収入済額	収入未済額	摘要
負担金 使用料及 手数料	5,703,000	5,497,581	5,435,971	61,610	県庁舎健康 施設費寄附 収入済額に 92円を合 わ
寄附金	—	36,400	36,400	0	
雑収入	75,200	119,459	88,325	31,206	
合 計	6,102,200	5,952,849	5,788,954	163,987	

(2) 支出

科目	予算合算額	支出済額	不用額	摘要
県庁舎健康 施設費	27,957,456	27,957,456	0	
社会及労働施設費	6,500	6,500	0	
保健衛生費	14,551,089	14,490,485	60,604	
合 計	42,515,045	42,454,441	60,604	

(3) 収入証紙取扱類(食品衛生法に基づき手数料各種許認可手数料) 4,089,410円

2 主な業務の実施状況について
 (1) 結核健康診断予防接種実施状況

00748

実施区分	対象人員 (A)	受診人員 (B)	ツベルクセン受診人員	B C G 接種人員	間接撮影人員	直接撮影人員	受診率 (A)
定期 一学校・般事務所その他	63,771 58,169 121,940	30,652 46,664 77,316	4,901 24,818 29,719	3,426 5,821 9,247	25,570 46,684 72,254	992 1,957 2,919	48.0%
定期外 業結核患者及び家族検診	2,350 5,886 8,236	2,001 3,116 5,117			2,001 2,060 4,061	36 2,288 2,294	
合 計	150,176	87,433	29,719	9,247	76,315	5,213	
法定外(学校・事業所等)					20,684	1,225	

(2) 保菌検査実施状況

対象者	検査件数	陽性者数
患者との接触者、経過者及びその接触者	3,379	59
食品、給食、水道関係従事者	2,618	2
その他	268	3
計	6,265	64

(3) 況狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	抑留及び処分			
		抑留	返還	処分	
2,161	3,445	519	62	457	

(4) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	伝染病	結核	成人病	その他	未熟児	新生児	乳児	幼児	家族計画	その他	合計	
訪問者	9	3,898	30	32	163	92	676	694	145	108	146	5,993

00749

食品	環境	境
対象数	監視指導件数	対象数
5,974	1,955	1,140
		監視指導件数
		1,549

(5) 食品及び環境衛生監視指導状況

(6) 試験検査実施状況

項目	細菌学的検査			臨床病理検査			水質検査			食品検査			計	
	腸内細菌	結核菌	培養耐性	淋菌塗沫	尿	尿	血	寄生虫	細菌学的検査	理化学的検査	細菌学的検査	理化学的検査		
件数	6,265	2,726	2,710	11	203	9	1,585	6,473	213	922	545	552	582	22,794

3 留意事項

- (1) 出納事務について
 - ア 母子衛生費負担金の徴収にあたって、所内における横の連けいが不十分のために調定もれとなっているものが散見された。また、調定事務が遅れ

勝ちである。なお、年度始めに調定しているものの中には、収入年度区分を混同しているものがあつた。的確な事務の整理をされたい。

イ 結核健康診断の事務について次のように不十分の点があつた。適正な事務処理に努められたい。

- (7) 一般住民検診にあたり、検診名簿とX線業務日誌の撮影人員に不適合を生じているもの
 - (8) 実際には断層撮影であるにもかかわらず、検診料は直接撮影として徴収しているもの
 - (9) 事業所の検診料で、前年度の収入に属するものを当年度の収入としているもの
 - (10) 受託契約を締結していないもの
- なお、住所の検診料は精密検査終了後年度末(3月)に一括調定しているが、間接撮影、精密検査の各集団業務終了毎にそれぞれ速やかに調定するようにされたい。
- ウ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する診療報酬は毎月請求するようにされたい。
 - エ 水質検査手数料の調定の遅れているものがあつた。
 - オ 結核患者管理検診及び家族検診の委託料の支出額は、委託先病院から保健所へ回送された検診結

果表(保健所長が発行する受診券)の合計額と不適合であつた。支出にあつては検診結果表による請求内容の検査確認を厳にされた。

- カ 自動車用燃料の購入単価契約について、36年6月に会計課長から本庁における契約単価変更の通知を受けたにもかかわらず、関係業者と契約単価変更の交渉がなされていなかつたことは適当でない。常に諸情勢のはげに努め不経済な支出とならないように努められたい。
- キ 郵便切手類の翌年度繰越量は、38年度使用実績に相当する量であつた。更に予算の効率的執行に努められたい。

(2) 未収金の整理について
39年5月末現在の未収金は次表のとおりである。

科 目	現年度分		過年度分		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健所 使用料	1	56,860	2	1,911	3	58,771
衛生試験検査手数料	17	4,750	4	1,120	21	5,870
母子衛生 費負担金	57	66,671	29	28,175	86	94,846
精神衛生 費負担金	2	4,500	—	—	2	4,500
合 計	77	132,781	35	31,206	112	163,987

郡家保健所に過年度分未収金が2,269円あるほかは各保健所とも完全収納しているのに、当所は前述のとおり相当額が滞納となつている前記未収金のうち現在なお未納となつているものの収納促進に一層努力されたい。

(3) 予算の繰越使用について

捕獲犬抑留舎(鉄骨平屋建2棟延2坪)を279,000円で、鳥大農学部家畜病院に敷地の使用許可を得て建築していたが、他に適当な用地が容易に得られなかつた等のため用地の確保に長期間を要し、着工は

年度経過後であつた。このような場合は、予算の繰越使用の手続きをとるべきである。

(4) 物品の管理について

車庫が狭いため、野犬捕かゝ車が野ざらしとなつている。車庫を拡張されたい。

根 雨 保 健 所 昭和39年6月23日監査
監 査 委 員 中 田 玉 平

1 予算の執行について
(1) 収 入

科 目	予算額	調定額	収入済額	未済額	摘 要
負担金	19,108	19,108	19,108	0	
使用料及手数料	1,747,000	1,371,815	1,371,815	0	
寄附金	16,800	16,800	16,800	0	県庁舎建設費寄附金
合 計	1,782,908	1,407,723	1,407,723	0	

科目	予算合建額	支出済額	不用額	摘要
県庁費	12,161,942	12,161,942	0	
社会及労働施設費	1,750	1,750	0	
保健衛生費	8,032,733	8,032,673	60	
合計	20,196,425	20,196,365	60	

- (3) 収入証紙取扱額 (食品衛生法に基づき手数料等各種許認可手数料) 652,420円
- 2 主な業務の実施状況について
- (1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員 (A)	受診人員 (B)	ツベルクルン受診人員	B C G 接種人員	間接撮影人員	直接撮影人員	受診率	
							(B)	(A)
定期	22,016	16,026	2,877	1,280	14,286	414	72.7%	
一学校・住居・農林漁業所その他	12,347	11,059	6,521	1,784	11,549	175		
定期外	34,363	27,085	9,598	3,064	25,835	589	80.5	
業結核患者及び患者の家族検診計	149	118	4		178	847	79.1	
合計	2,733	1,982	4		1,271	847		
合計	2,882	2,100	4		1,389	847		
法定外(学校・事業所等)					27,224	1,436		
	37,245	29,785	9,402	3,064	1,770	306		

在住人員	検便人員	検便延件数	養菌陽性数	実施率	陽性率
6,477	6,230	6,474	18	96.1%	0.23%

(2) 保菌検察実施状況

(3) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	抑留及び処分	
		抑留	返還
1,039	1,820	50	4
			46

(4) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	性病	乳幼児	未熟児	母性	伝染病	その他	合計
訪問数	451	4	103	19	25	237	761	1,600

(5) 食品及び環境衛生監視指導件数

食品	環境
対象数	監視指導件数
238	376
	対象数
	126
	監視指導件数
	158

(6) 試験、検査実施状況

項目	糞寄生虫	便保菌検査	尿			血			液			計				
			蛋白	沈渣	糖	梅毒反応	血沈	赤白赤球	血色素	塗沫	培養		耐水性			
件数	213	9,836	467	2	165	39	678	1,356	47	23	134	170	242	600	131	14,103

3 留意事項

- イ 出納事務について
 - ア 母子衛生費負担金の調定もれがあつた。所内における横の連けいを密にして、もれないようにされた。
 - イ 結核健康診断の事務について次のように不十分な点があつた。適正な事務処理に努められたい。
 - ロ エックス線間接撮影者名簿と調定補助票の撮影人員に不適合を生じているもの及び精密検査料の調定もれとなつていもの
 - リ 結核検診料で、年度始め並びに年度末に収納したものうちに、収入年度区分を混同しているもの
 - ロ 再撮影についてエックス線撮影者名簿、同照射線がなく、取り扱いが明確でないもの
 - リ 一般住民検診について委託者と契約を締結していないもの
- ウ レントゲン検診料の収納にあたり、エックス線

撮影者名簿では4ツ切となつていながらもかわらず、料金は6cm×6cmで徴収している事例があつた。的確な事務処理をされたい。

エ カルテ(健康相談票)と調定補助票の処置内容が不適合を生じているものがあつた。とくにカルテの記入整理は正確を期されたい。

オ 簡易水道の水質試験検査料の収納にあたり、試験委託書の提出が遅れ、随つて調定が遅れているものがあつた。また、試験委託書の内容記入が不明確で実施件数の確認ができないものがあつた。適切な事務の処理をされたい。

カ 社会保険診療報酬支払基金等から収納する使用料及び手数料について、監査時現在において7月分以降の収入調書が作成されていないかつた。また、収入調書に収支命令者、出納員の印のないもの、使用料と手数料の科目を誤つて収入しているものがあつた。

なお、基金等に請求する際決裁手続を経ないで請

- キ 求していることは適当でない。
- ク 保健所運営協議会委員である一般職員に属する職員に報酬を支出していることは適当でない。
- ク 結核患者管理検診及び家族検診を日野病院に委託していたが、委託料の支払にあたり、病院から検診結果表の送付を受けずに支払つていたことは適当でない。
- ケ 検査内容の検査確認のためにも、約定どおり検診結果表の送付を受けかつこれを整備しておくべきである。
- ケ 物品購入において、1件金額が会計規則に規定する額以上の場合においても請書によつていたものがあつたが、規定どおり契約書によるべきである。
- コ 自動車を修理した場合における検収を、発注した工場の整備士に依頼していたことは適当でない。県他の機関に属する整備士に委嘱する等その公正を期されたい。

那 家 保 健 所 昭和39年7月8日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について

科 目	算 額		収 入		要 摘
	予 算	調 定	収 入	未 済	
負担金	161,000	83,670	83,670	0	
使用料及手数料	3,020,000	2,600,405	2,600,405	0	
寄附金	—	21,100	21,100	0	県庁舎建設費寄附金
雑収入	—	2,269	0	2,269	
合 計	3,181,000	2,707,444	2,705,175	2,269	

(2) 支 出

00756

科目	予算合算額	支出済額	不用額	摘要
県庁費	14,905,971	14,905,971	0	
社会及労働施設費	3,540	3,520	20	
保健衛生費	14,348,943	12,241,632	107,311	
諸支出金	945	945	0	
合計	27,259,399	27,152,068	107,331	

(3) 収入証紙取扱額(食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 953,940円

2 主な業務の実施状況について

(1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員(A)	受診人員(B)	ツベルクレン受診人員	BCG接種人員	間接撮影人員	直接撮影人員	受診率	
							(B)	(A)
定期 一般市民	33,444	23,723					70.9%	
定期 学校、事業所その他	21,058	20,115						
定期外	54,502	43,839						
業種別	735	599						
結核患者及び家族検査計	3,863	2,204						
合計	4,598	2,803					81.4	
合計	59,100	46,642						

00757 (第3種郵便物認可)

(2) 赤痢保菌者検査実施状況

対象	検査延数	陽性延数
患者、容疑者、患者等接触者、住宅保菌者、経過者	1,381	63
多発地区住民及び施設	4,233	148
食品、給食、水道関係従事者	1,330	1
その他	57	1
計	7,001	212

(3) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射数	抑留及び処分	
		抑留	返還処分
956	1,492	113	30
			85

(4) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	伝染病	乳幼児	未熟児	母性	その他	計
訪問数	1,787	88	107	33	4	931	2,950

(5) 食品及び環境衛生監視指導状況

対象数	監視指導件数	対象数	監視指導件数
458	379	346	161

(6) 試験検査実施状況

項目	細菌学的検査			臨床検査			水細菌学的検査	食品細菌学的検査	計						
	法定伝染病培養検査	薬剤耐性検査	その他	尿	血清	血液									
件数	6,490	392	6	64	940	30	441	6	183	159	130	65	34	77	9,017